

発議案第18号

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第
1項の規定により提出します。

平成24年6月13日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	原 弘 志	Ⓔ
賛成者	八千代市議会議員	中 村 健 敏	Ⓔ
	同	皆 川 知 子	Ⓔ
	同	橋 本 淳	Ⓔ
	同	秋 葉 就 一	Ⓔ
	同	堀 口 明 子	Ⓔ

提案理由

財政事情を鑑み、議長等の議員報酬を現任期中に限り改める。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年
八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 17 平成24年7月1日から平成27年1月14日までの間に支給される議長等に係る議員報酬の額は、別表第1の規定にかかわらず、議長にあつては1月につき440,000円とし、副議長にあつては1月につき410,000円とし、議員にあつては1月につき400,000円とする。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。